

令和6年度

## 職場の年末安全衛生推進運動に向けた

# 名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

名古屋北労働基準監督署

(表1)令和6年・令和5年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月~9月)

(件)

業種	令和6年 発生件数	令和5年 発生件数	業種	令和6年 発生件数	令和5年 発生件数	
小計	168(1)	127	土石採取業	0	0	
製造業	食料品製造業 繊維工業・ 繊維製品製造業 木材木製品・ 木製家具製造業 紙加工品製造業・ 印刷製本業 化学工業 窯業・ 土石製品製造業 鉄鋼業・ 非鉄金属製造業 金属製品、 金属家具製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具 製造業 その他の製造業	46	28	建設業	59	75(1)
1	0	道路旅客運送業	15	22		
5	2	道路貨物運送業	99	105(1)		
19	21	陸上貨物取扱業	17	15		
18	11	商業	160(1)	117		
3	6	金融・広告業	17	18		
6	3	保健衛生業	97	209		
21	22	接客娯楽業	61	61		
14	5	清掃業	22	17		
11(1)	5	ビルメンテナンス業	39(1)	39		
8	9	その他の事業	118	107		
16	15	合計	872(3)	912(2)		

( )内は死亡者数で内数である。

死亡災害は3人発生(前年同期比)  
休業災害は869人(前年同期比)  
コロナを除くと834人(前年同期比)  
8・2%増加

名古屋北労働基準監督署管内における令和6年1月から9月末までの労働災害発生件数は、死亡者数3人、休業4日以上の死傷者数は872人となっています。死亡災害については前年同期比1人増加しており、またコロナを除く休業4日以上の人増加しており、昨年に引き続き労働災害の増加に歯止めが掛からない状況となっています。

業種別でみると、死傷が多い業種は、商業160人、製造業168人、道路貨物運送業99人、保健衛生業97人、道路旅客運送業232人、転倒灾害232人、転落・墜落143人、はざまれ・巻き込み90人、動作の反動・無理な動作86人などです。

名古屋北労働基準監督署管内における令和6年1月から9月末までの労働災害発生件数は、死亡者数3人、休業4日以上の死傷者数は872人となっています。死亡災害については前年同期比1人増加しており、またコロナを除く休業4日以上の人増加しており、昨年に引き続き労働災害の増加に歯止めが掛からない状況となっています。

業種別でみると、死傷が多い業種は、商業160人、製造業168人、道路貨物運送業99人、保健衛生業97人、道路旅客運送業232人、転倒灾害232人、転落・墜落143人、はざまれ・巻き込み90人、動作の反動・無理な動作86人などです。

(表2)令和6年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月～9月)

業種	発生月	性別	事故の型	労働災害発生状況
ビルメンテナンス業	1月	男	墜落・転落	建物巡回業務実施中、脚立にて廊下天井の電球を交換していたところバランスを崩し、高さ140cmほどから床面に墜落したもの。
その他小売業	3月	男	墜落・転落	2階建ての事務所の屋根にのぼり作業を行うため、屋根付近ではしごを固定する際に、はしごのロックが外れ縮んでしまいはしごが倒れ、屋根に近い高さ(約6m)から墜落したもの。
電気機械器具製造業	8月	男	交通事故	出張のため乗用車に乗り一人で移動中、名神高速道路下り線で渋滞の最後尾にて停車中に後方から走行してきたトラックに追突されたもの。

(表3)事故の型別災害発生状況(1月～9月)(件)

事故の型	令和6年発生件数	令和5年発生件数
墜落・転落	143(2)	104
転倒	232	213
激突	70	67
飛来・落下	32	35
崩壊・倒壊	23	20
激突され	24	29
はさまれ・巻き込まれ	90	80(1)
切れ・こすれ	37	35
踏み抜き	2	0
高温・低温の物との接触	32	22
有害物等との接触	2	2
感電	1	1
破裂	1	1
交通事故	51(1)	47(1)
動作の反動・無理な動作	86	109
その他	46	147
合計	872(3)	912(2)

( )内は死者者数で内数である。

となつており、労働災害の26・2%は転倒災害となつています。年齢別でみると、60歳以上の被災者が全体の30・4%を占め、65歳以上でも18・7%となつています。事故の型で最も多い転倒災害232人のうち、60歳以上では109人(47・0%)の方が被災しており、65歳以上としても65人(28・0%)もいます。もう少し細かく見ると、232人のうち男性100人、女性132人であり、男性100人の方が転倒して被災しています。

厚生労働省では、昨年より推進している第14次労働災害防止計画において「8つの重点対策」  
①自発的に安全衛生対策の取り組むための意識

啓発  
②労働者(中高年齢の女性を中心)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進  
③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進  
④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進  
⑤個人事業主等に対する安全衛生対策の推進  
⑥業種別の労働災害防止対策の推進  
⑦労働者の健康確保対策の推進  
⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

また、愛知労働局及び管下労働基準監督署では毎年、年末の慌ただしい時期を無事故で過ごそうと、12月1日から12月31日までの期間、「無災害みんなで迎える明るい新年」をスローガンに職場の年末安全衛生推進運動を展開しています。当運動では、「守るべき基本」の作成と、その守るべき基本を「確実に守る」とき、守るべき人に無理ルールを策定・決定する「ること」を求めていました。

本「の作成と、その守るべき基本を「確実に守る」とき、守るべき人に無理ルールを策定・決定する「ことを求めています。」

新規の年始を強いていか再度確認し、守るべき基本は確実に守れるよう労使双方で再確認願います。そして労働災害の防止を推進し、明るく快適な職場環境を整えましょう。

死傷災害の増加傾向に止めをかけ2027年までに減少させることを目指していますが、②、③に掲げるよう、行動で再確認願います。ぜひご協力願います。